平成28年4月1日制定

# 積算疑義申立て手続きについて

横須賀市が発注する工事に係る入札について、金額入り設計書(以下、「金入り設計書」という)を確認しなければ判明しない積算上の疑義(以下、「積算疑義」という)に関する申立て手続きを定めます。

### 1. 申立て手続きの対象

- (1) 「金入り設計書」を確認しなければ判明しない積算上の疑義に限定します。その他の疑義に ついては、これまで通り質問期間内での対応とします。
- (2) 申立て書の内容が次の各号に該当する場合は、積算疑義の申し立てとして取り扱わないものとします。
  - ① 積算疑義が具体的でないもの
  - ② 積算疑義が特定できないもの
  - ③ 設計図書で確認できるもの
  - ④ 積算システムに起因するもの
  - ⑤ その他、当該入札に直接関係のないもの

### 2. 事務手続き上の変更点

- (1)入札書送付期限後(開札前)に公開していた「金入り設計書」を、開札後(原則、くじ結果 公表後の午前 11 時から午後 1 時 30 分頃)に公開します。
- (2) 金入り設計書公開後に疑義申立期間及び回答期間を設定します。
- (3) 落札決定は疑義申立ての有無に関わらず、原則として開札日から起算して5日目の午後になります。(水曜日が開札日の場合、翌週の火曜日)
- ※手続の期日、期間の算定には、休日を定める条例(平成元年横須賀市条例第 10 号)第1条第1項に掲げる日は参入しません。

### 3. 手続きの流れ

- (1)入札参加者が、積算疑義申立てをする場合、開札日の翌日の午後3時までに積算疑義申立書 (所定様式。別記様式参照。)を契約課にファクシミリで提出します。
- (2) 開札日から起算して5日目の正午までに、申立者に対し契約課から当該申立てに対する回答を、ファクシミリにより行います。その後、同日の午後2時頃に落札者決定の連絡を行います。
- ※期日、期間及び提出方法について、別途指定する場合もあります。

- 4. 積算疑義の申立てがあった入札の取扱い
  - (1) 積算内容に誤りがない場合は、当該入札事務を続行します。
  - (2) 積算内容に誤りがあり、落札候補者に変更が生じる等、入札を中止しなければ適切な契約とならないと認められるときは、当該入札を中止とし、それ以外のときは入札事務を続行します。
  - (3)入札を中止する場合は、入札書を送付した事業者全てに通知します。それ以外の場合は、申立者のみに回答します。
  - (4) 積算疑義申立て手続き期間以外で、設計違算が判明した場合は、これまでどおり「設計違算があった場合の取扱要綱」に基づき対応します。
  - \*下記も合わせてご参照ください。

# 〈要綱・申立書書式〉

「横須賀市ホームページ」→「総合案内」→「市政情報」→「契約・検査」

→「入札・契約制度」→「工事」→「積算疑義申立て手続きについて」

令和6年4月1日改定